

資金不足比率について

令和7年度に算定した令和6年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を送付します。

記

(単位：％)		
名 称	資金不足比率	備考
取手地方広域下水道組合 下水道事業会計	—	

備考

- 1 資金不足がないため、「—」を記載した。
- 2 当該地方公共団体の経営健全化基準(20.0)。